

学童保育等放課後関連事業の次期運営主体について

○判断を仰ぐ事案

1. 放課後関連事業の次期運営主体は、「市直営」とする方向で検討
2. 今後のスケジュール

1. 学童保育等放課後関連事業

- ① 学童保育実施事業
- ② 自由な遊び場開放事業
- ③ 夏季休業中における子どもの居場所づくり事業
- ④ 新放課後モデル事業

*①～③は中小学校・豊川北小学校を除く 1 2 小学校で実施

*④は中小学校・豊川北小学校の 2 小学校のみで実施

2. 経過

- ・本市では、昭和 5 2 年度から「学童保育事業」を開始して以降、平成 9 年度から「自由な遊び場開放事業」を、平成 2 5 年度からは地域の団体の協力を得て「新放課後モデル事業」を開始するなど、放課後の児童の居場所づくりとして、放課後関連事業に取り組んできた。
- ・これら放課後関連事業は、主に、本市からの委託を受けた「箕面市社会福祉協議会（以下、社協）」が運営主体となり、事業を実施してきた。
- ・このような中、平成 2 8 年度末に、社協から、「社協本来の役割である地域福祉に注力するため、平成 2 9 年度末をもって放課後関連事業の受託を終了したい」旨の申し出を受けた。
- ・このため、社協撤退後の運営主体について、市直営化、法人設立、民間委託検討を行ってきた。

3. 次期運営主体の方向性

【方針】

- ・放課後関連事業の次期運営主体は、「市直営」の方向で検討を進める。

【理由】

- ・民間事業者に委託する場合、市場が成熟しておらず（特に関西圏）、競争性を担保できない。また、放課後関連事業にかかる年間費用を試算したところ、現行約 2.6 億円に対し、民間委託の場合、概算で 2.9～4.9 億円であり、委託による経費圧縮は見込めない。
- ・本市が放課後関連事業を行う法人（一般社団法人を想定）を新たに設立し、当該法人に委託する場合、法人運営に市が大きく関与できる一方、放課後関連事業に従事する支援員等、約 130 名を要する大規模な法人設立のため、長期に準備期間を要する。また、法人化による主たるメリット（＝収益事業可能）が福祉・教育的事業である放課後関連事業と組み合わない。
- ・市直営であれば、準備期間は比較的短期間で済み、学童保育や学校との間の意思疎通がしやすく、円滑に移行できる。

4. 今後のスケジュール

H29年	10月	市直営下での学童保育支援員等の処遇を決定
	11月	市直営時の運用詳細について検討・次年度当初予算要求
	12月	学童保育支援員の採用試験開始
	2月	学童保育支援員の採用決定
H30年	4月	市直営に移行

以上